

船舶事故等調査報告書

平成21年8月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009長第55号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年4月27日 13時00分ごろ	
発生場所	熊本県天草市五和町沖五通礁灯標から真方位090°50m付近 (概位 北緯32°34.4′ 東経130°06.8′)	
事故等調査の経過	平成21年4月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 ^{ほくと} 北斗丸、19トン 273-10951、株式会社肥前建設 B クレーン船 ^{ひぜん} 肥前十号、長さ46m なし、株式会社肥前建設	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士 B なし	
死傷者等	なし	
損傷	A 推進器曲損 B 船底凹損及び若干の破口	
事故等の経過	A船がB船を押して、熊本県早崎瀬戸を西方に向け航行中、潮流に圧流され、平成21年4月27日13時00分ごろ、五通礁に乗り揚げた。	
気象・海象	海象：早崎瀬戸は約6ノット(kn)の西流	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり A船は、潮流や操縦性能を考慮した操船を適切に行わなかった可能性があると考えられる。 事故当時の潮流は、約6knの西流であったものと考えられる。
原因	本事故は、A船がB船を押して早崎瀬戸を航行する際、潮流や操縦性能を考慮した操船を適切に行わなかったため、浅所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	